

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 告示
 - 競争入札の方法により工事請負契約等を締結しようとする場合における当該入札に参加する者に必要な資格等を定める件の一部を改正する件 四六六
 - 土地改良区の定款の変更を認可した件 四六六
 - 土地改良法により換地処分をした件三件 四六六
 - 道路の区域を変更する件六件 四六七
 - 道路の供用を開始する件 四六六
 - 廃川敷地等が生じた件 四六六
 - 東日本大震災復興特別区域法により都市計画を変更した件 四六六
- 公告
 - 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった件 四六九
 - 肥料を登録した件 四六九
 - 土地改良区の役員が就任した旨届出があった件 四七〇
 - 土地改良区連合の役員が就任した旨届出があった件 四七〇
 - 河川整備計画を定めた件二件 四七〇
 - 一般競争入札を行う件二件 四七一
- 福島県選挙管理委員会
 - 不在者投票のできる施設の所在地を変更した旨届出があった件 四七一
- 福島県労働委員会
 - 地方公営企業等の労働組合について労働組合法第二条第一号に規定する者の範囲を認定した件 四七四
- 福島海区漁業調整委員会
 - 小型定置漁業の保護区域について指示する件 四七四
 - はえなわ漁業について指示する件 四七五
 - 漁業法により指示する件 四七五

告 示

福島県告示第四百八十九号

1 競争入札の方法により工事請負契約等を締結しようとする場合における当該入札に参加する者に必要な資格等を定める件（昭和四十一年福島県告示第五十九号）の一部を次のように改正し、平成二十八年八月五日から施行する。

2 平成二十八年度までの工事若しくは製造の請負契約又は測量等の委託契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する資格については、なお従前の例による。

3 平成二十八年十月三十一日を申請書等の提出期限とするものにあつては、第四の第二号の(三)、(ハ)及び(ニ)の審査基準日を同日とする。

平成二十八年八月五日

第四の第二号(ハ)中「子育て応援」中小企業認証」を「働く女性応援」中小企業認証」に改め、同号中(ニ)を削り、(三)を(ニ)とする。

（入札監理課）

福島県告示第四百九十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、鮫川村土地改良区から平成二十八年七月七日付で申請のあった定款の変更について、同月二十九日認可した。

平成二十八年八月五日

福島県知事 内 堀 雅 雄
（農村計画課）

福島県告示第四百九十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、平成二十八年七月二十五日とうわ東地区の県営区画整理事業に係る深割田換地区の換地処分をした。

平成二十八年八月五日

福島県知事 内 堀 雅 雄
（農地管理課）

福島県告示第四百九十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、平成二十八年七月二十五日とうわ東地区の県営区画整理事業に係る石田換地区の換地処分をした。

平成二十八年八月五日

福島県告示第四百九十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、平成二十八年七月二十五日とうわ東地区の県管区画整理事業に係る小手森換地区の換地処分をした。
平成二十八年八月五日

福島県知事 内 堀 雅 雄
（農地管理課）

福島県告示第四百九十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で平成二十八年八月五日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十八年八月五日

福島県知事 内 堀 雅 雄

路線名	区 間	変更前後の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
		変更前	変更後		
県道下洗 佐南新田 線	南相馬市原町区下洗佐 字後川三二二番地先か ら 同 市原町区下洗佐 字仲西三九八番一地先 まで	一〇・五	一〇・五	一四・五	一四三・四
		一四・五	一〇・五		

(道路計画課)

福島県告示第四百九十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で平成二十八年八月五日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十八年八月五日

福島県知事 内 堀 雅 雄

変更前 敷地の幅員 延 長

福島県知事 内 堀 雅 雄
（農地管理課）

福島県知事 内 堀 雅 雄
（農地管理課）

福島県告示第四百九十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所で平成二十八年八月五日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十八年八月五日

福島県知事 内 堀 雅 雄

路線名	区 間	変更前後の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
		変更前	変更後		
県道北泉 小高線	南相馬市原町区下洗佐 字仲西三三七番六地先 から 同 市原町区菅浜字 前田一七〇番一地先ま で	八・四	八・四	三二・〇	二、二〇〇・〇
		三二・〇	一四二・八		

(道路計画課)

福島県告示第四百九十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所で平成二十八年八月五日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十八年八月五日

福島県知事 内 堀 雅 雄

路線名	区 間	変更前後の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
		変更前	変更後		
県道勿来 浅川線	いわき市錦町大島一四 一番一地从から 同 市錦町大島二三 五番地先まで	一一・〇	一一・〇	三八・二	八二・五
		三八・二	一一・〇		

(道路計画課)

路線名	区 間	変更前 の変更後 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道原町 川俣線	伊達郡川俣町大字飯坂 字古内二六番五地先か ら 同 郡同 町大字飯坂 字中道一五番一七地先 まで	変更前 変更後	七・七〇 一六・二〇 一三・二〇 三四・五〇	七四一・四 七四一・四

(道路計画課)

福島県告示第四百九十八号
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、一般国道に
 ついて道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路
 計画課及び福島県会津若松建設事務所で平成二十八年八月五日から二週間一般の縦覧に
 供する。
 平成二十八年八月五日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
一般国道 二五二号	大沼郡金山町大字大塩 字休場三一九一番一地 先から 同 郡同 町大字大塩 字上中山三二七八番一 地先まで	変更前 変更後	七・〇〇 一一・〇〇 七・〇〇 二〇・五〇	一〇八・〇 一〇八・〇 一一六・〇 一一六・〇

(道路計画課)

福島県告示第四百九十九号
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、一般国道に

ついて道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路
 計画課及び福島県会津若松建設事務所で平成二十八年八月五日から二週間一般の縦覧に
 供する。
 平成二十八年八月五日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
一般国道 二五二号	大沼郡金山町大字大塩 字休場三一九一番一地 先から 同 郡同 町大字大塩 字上中山三二七八番一 地先まで	変更前 変更後	七・〇〇 三三・四〇 七・〇〇 二〇・五〇	一〇八・〇 一〇八・〇 一一六・〇 一一六・〇

(道路計画課)

福島県告示第五百号
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の
 供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若
 松建設事務所で平成二十八年八月五日から二週間一般の縦覧に供する。
 平成二十八年八月五日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
一般国道二五二号	大沼郡金山町大字大塩字休場三二 九一番一地先から 同 郡同 町大字大塩字上中山三 二七八番一地先まで	平成二十八年八月五日

(道路計画課)

福島県告示第五百一号
 河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令(昭和四十年政令第十
 四号)第四十九条の規定により、次のとおり公示する。

その関係図面は、福島県土木部河川港湾総室河川計画課及び福島県北建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十八年八月五日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 河川の名称 一級河川阿武隈川水系高根川
- 二 廃川敷地等が生じた年月日 平成二十八年八月五日
- 三 廃川敷地等の位置 伊達郡川俣町小綱木字前田四十六番
- 四 廃川敷地等の種類及び数量
土地 七六・〇〇平方メートル

(河川計画課)

福島県告示第五百二号

東日本大震災復興特別区域法(平成二十三年法律第百二十二号)第四十八条第九項の規定により、いわき都市計画区域区分の変更に係るいわき都市計画に定めるべき事項が記載されたいわき市復興整備計画が公表されたことにより次のとおり当該事項に係る都市計画の変更がされたものとみなされた。この変更に係る関係図書を次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年八月五日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 都市計画を変更した土地の区域
いわき市平薄磯のうち字北ノ作、字北街、字三反田、字根本、字中街、字南作、字大平及び字小塚の各一部の区域
- 二 縦覧に供する図書
いわき市平豊間のうち字大作、字柳町、字榎町、字番下作、字原町、字兎渡路及び字合磯の各一部の区域
- 三 縦覧場所
総括図、計画図及び計画書の写し
- 四 縦覧場所
福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県いわき建設事務所企画管理部企画調査課

(都市計画課)

公 告

公告第二百二十二号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十八年八月五日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 申請のあった年月日
平成二十八年六月三十日
- 二 名称
(変更前) 特定非営利活動法人I I Y O
(変更後) 特定非営利活動法人子どもたちのいのちを守る会・ふくしま
- 三 代表者の氏名
佐藤 幸子
- 四 主たる事務所の所在地
福島県福島市町庭坂字内町三十二番地の一
- 五 定款に記載された目的
(変更前) この法人は、「美しい地球を子どもたちに」をスローガンとして、その実現のために「自然環境の保全」と「循環型社会の形成の促進」と「安全で真に豊かな社会の形成」を目的とする。
- (変更後) この法人は、子どもたちの健やかな成長を願い、いのちを脅かすものから子どもたちを守りたいという想いの人々が、自分が出発することを提供し、子どもたちの基本的人権の確立と地球上のあらゆるいのちと自然との共生をすることで、子どもたちが生き生きと暮らせる地域社会を築くために「美しい地球を子どもたちに」をスローガンとして、その実現のために「心身共に健全な子ども育成」と「健全な育成を願う親子の交流の場の提供」と「安全で真に豊かな社会の形成」を目的とする。

(文化振興課)

公告第二百二十三号

肥料取締法(昭和二十五年法律第百二十七号)第七条の規定により、肥料を次のとおり登録した。

平成二十八年八月五日

福島県知事 内堀雅雄

登録番号 (福島県)	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)			その他 の規格	氏名又 は名称	住所	登録の有効期限
			窒素 全量	りん 酸全 量	加里 全量				
849	混合有機質肥料	混合有機質肥料2731	2.7	3.0	1.0	含有を許される有害成分の最大量は、公	片倉コープアグリ株式会社	東京都千代田区九段北一丁目8番10号	平成31年7月19日

定規格のとお
り。

(農業総合センター)

公告第二百十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が就任した旨届出があった。
平成二十八年八月五日

土地改良区の名称 福島県知事 内堀 雅 雄
 福島市土地改良区

就任した役員
 役別 氏名 住所
 理事 武田 純 福島市笹谷字前田九番地

(農村計画課)

公告第二百十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十四条において準用する同法第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区連合の役員が就任した旨届出があった。
平成二十八年八月五日

土地改良区連合の名称 福島県知事 内堀 雅 雄
 会津南部土地改良区連合

就任した役員
 役別 氏名 住所
 理事 伊藤 守夫 会津若松市北会津町下荒井八一番地
 同 松崎 佐吉 大沼郡会津美里町字荒井甲一五七九番地
 同 高野 源一 会津若松市北会津町西後庵三三〇番地
 監事 間船 一男 大沼郡会津美里町穂馬字堀ノ内甲五六八番地

(農村計画課)

公告第二百十六号

河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第十六条の二第一項の規定により、河川整備計画を次のとおり定めた。
この計画に係る関係書類を福島県土木部河川港湾総室河川計画課及び福島県県南建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十八年八月五日

福島県知事 内堀 雅 雄
 河川整備計画の名称 一級河川久慈川水系久慈川上流圏域河川整備計画
 (河川計画課)

公告第二百十七号

河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第十六条の二第一項の規定により、河川整備計画を次のとおり定めた。
この計画に係る関係書類を福島県土木部河川港湾総室河川計画課及び福島県県北建設事務所に備え置いて縦覧に供する。
平成二十八年八月五日

福島県知事 内堀 雅 雄
 河川整備計画の名称 一級河川阿武隈川水系福島圏域河川整備計画
 (河川計画課)

公告第218号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

平成28年8月5日

福島県知事 内 堀 雅 雄

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の件名及び数量

ア 除雪ドーザⅢ（14t級） 1台

イ 除雪ドーザⅣ（18t級） 1台

(2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。

(3) 納入期限 平成29年3月24日（金）

(4) 納入場所

ア 福島県会津若松建設事務所（福島県会津若松市追手町7番5号）

イ 福島県南会津建設事務所（福島県南会津郡南会津町田島字根小屋甲4277番地1）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。

(2) 福島県の物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿に登載されている者又は開札時まで福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格を取得している者であること。

(3) この公告の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る参加資格制限を受けていないこと。

(4) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。

(5) 当該物品に係る迅速な保守及び修理の体制が整備されていること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成28年9月2日（金）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県出納局入札用度課

電話024-521-7413

4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において平成28年8月5日（金）から同年9月2日（金）まで（土曜日、日曜日及び同年8月11日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで

5 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、入札説明書の配布場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所に同じ。

(2) 入札説明会の日時及び場所 平成28年8月19日（金）午後1時30分 福島県出納局入札用度課

(3) 入札及び開札の日時及び場所

ア 1の(1)のアに掲げる物品等 平成28年9月21日（水）午後1時30分 福島県出納局入札用度課

イ 1の(1)のイに掲げる物品等 平成28年9月21日（水）午後2時 福島県出納局入札用度課

（郵便により入札する場合は、書留郵便により行うものとし、平成28年9月20日（火）午後5時までに必着のこと。）

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合にお

いては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

7 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に
関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

8 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示
す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

9 その他

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分
の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その
端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係
る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108
分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札
を行った者を落札者とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) その他 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased :

① Tractor with Snow PlowⅢ (14t class) 1unit

② Tractor with Snow PlowⅣ (18t class) 1unit

(2) Time-limit of tender(by hand) :

① 1:30 p.m., 21 September 2016

② 2:00 p.m., 21 September 2016

(3) Time-limit of tender(by mail) : 5:00 p.m., 20 September 2016

(4) Contact point for the notice : Bid Administration Division, Treasury Bureau,
Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima-shi, Fukushima
960-8670 Japan TEL024-521-7413

(入札用度課)

公告第219号

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のと
おり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を
定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第
17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

平成28年8月5日

福島県知事 内 堀 雅 雄

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の件名及び数量 旋盤 6式

(2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。

(3) 納入期限 平成29年3月27日（月）

(4) 納入場所 福島県立川俣高等学校

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要
な資格の確認を受けた者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該
当しない者であること。

(2) 福島県の物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿に記載されている者又は開
札時までに福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格を取得している者であるこ
と。

(3) この公告の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る参
加資格制限を受けていないこと。

(4) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績が
あり、かつ、確実に納入できること。

(5) 当該物品に係る迅速な保守及び修理の体制が整備されていること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申

請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成28年9月2日(金)午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県出納局入札用度課

電話024-521-7563

4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において平成28年8月5日(金)から同年9月2日(金)まで(土曜日、日曜日及び同年8月11日を除く。)の午前8時30分から午後5時まで

5 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、入札説明書の配布場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所に同じ。

(2) 入札説明会の日時及び場所 平成28年8月22日(月)午後3時 福島県出納局入札用度課

(3) 入札及び開札の日時及び場所 平成28年9月16日(金)午後1時30分 福島県出納局入札用度課(郵便により入札する場合は、書留郵便により行うものとし、平成28年9月15日(木)午後5時までに必着のこと。)

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

7 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

8 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に關する条件等に違反した入札は、無効とする。

9 その他

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) その他 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : Lathe 6 sets

(2) Time-limit of tender(by hand) : 1:30 p.m., 16 September 2016

(3) Time-limit of tender(by mail) : 5:00 p.m., 15 September 2016

(4) Contact point for the notice : Bid Administration Division, Treasury Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima-shi, Fukushima 960-8670 Japan TEL024-521-7563

(入札用度課)

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第七十七号

福島県公職選挙等執行規程（昭和四十年福島県選挙管理委員会告示第十八号）第八条第四項（第九十九条第一項、第一百十条第一項、第一百一十一条第一項又は第一百十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり不在者投票のできる施設の所在地を変更した旨の届出があった。

平成二十八年八月五日

福島県選挙管理委員会
委員長 菊地俊彦

変更前	聖ハートフルケア福島「十字の園」 福島市野田町字台八番一号	変更後	聖ハートフルケア福島「十字の園」 福島市野田町字台六七	変更年月日	平成二八年四月一日
-----	-------------------------------	-----	-----------------------------	-------	-----------

福島県労働委員会

福島県労働委員会告示第二号

地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号）第五条第二項の規定により、同法第三条第四号の職員が結成し、又は加入する労働組合について、職員のうち労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）第二条第一号に規定する者の範囲を次のとおり認定した。

なお、地方公営企業等の労働組合について労働組合法第二条第一号に規定する者の範囲を認定した件（平成二十七年福島県労働委員会告示第一号）は、廃止する。

平成二十八年八月五日

福島県労働委員会
会長 伊藤 宏

勤務箇所	一 地方公営企業等の名称 いわき市立総合磐城共立病院 二 労働組合の名称 自治労いわき市立病院職員労働組合 三 労働組合法第二条第一号に規定する者の範囲
	労働組合法第二条第一号に規定する者

総合磐城共立病院

院長、副院長、診療局長、救命救急センター長、医療安全管理室長、院内感染対策室長、病理診断センター長、医療技術部長、医療情報管理部長、地域医療連携室長、副診療局長、薬局長、事務局長、事務局次長、看護部長、経営企画課長、総務課長、医事課長、病院建設課長、計画推進室長、副看護部長、統括主幹、経営企画課長補佐、総務課長補佐、財政経営係長、企画広報係長、総務係長、職員係長、事務局総務課の主査及び事務主任のうち人事・労務を担当する者

学院長、事務長、教務主任

四 認定年月日 平成二十八年七月二十六日

（審査調整課）

福島海区漁業調整委員会

福島海区漁業調整委員会指示第四号

福島県海面における小型定置漁業の保護区域について、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により、次のとおり指示する。

平成二十八年八月五日

福島海区漁業調整委員会
会長 新妻 芳 弘

一 保護区域 小型定置漁業の保護区域は、次のとおりとする。	漁業の種類	保護区域
	小型定置漁業（さけ角網漁業を含む。）	網漁具張り立ての位置から、前面五百メートル、後面五百メートル及び沖面五百メートルの連絡線によって囲まれた区域

二 漁業の禁止
一の保護区域においては、まき網漁業、固定式さし網漁業、流し網漁業、機船船びき網漁業、かご漁業、どう漁業及びつぼ漁業を営んではならない。

三 指示の有効期間
この指示の有効期間は、平成二十八年九月一日から平成二十九年八月三十一日までとする。

福島海区漁業調整委員会指示第五号

福島県の地先海面におけるはえなわ漁業について、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により、次のとおり指示する。
平成二十八年八月五日

福島海区漁業調整委員会
会長 新妻 芳弘

- 一 操業の承認
最大高潮時海外線における富岡川河口中央から正東の線以南の水深百メートル以内の福島県の海域において、はえなわ漁業（浮きはえなわ漁業を除く。）を操業しようとする者は、使用する船舶ごとに福島海区漁業調整委員会の承認を受けなければならない。
- 二 承認の対象漁船
はえなわ漁業に係る操業の承認の対象船舶は、総トン数七トン未満とする。
- 三 操業期間
一に規定する海域における操業期間は、平成二十八年十月一日から平成二十九年三月三十一日までとする。
- 四 制限又は条件
1 操業の禁止区域
次に掲げる海域での操業は、禁止する。
北緯三十七度十七分四十九秒以南の水深百メートルから水深三百メートルの福島県の海域
2 承認証の備付け及び標識の表示
操業の承認を受けた者は、操業に際し、別に定める承認証を船内に備え付け、次に掲げる標識を船舶の船橋の両側面の見やすい箇所に表示しなければならない。

3 操業の協定
操業の承認を受けた者は、漁場において他種漁業との競合又は操業上の紛争が生じたときは、関係者と操業協定を締結し、これを遵守しなければならない。この場合において、操業協定が締結されるまでの間は、競合又は紛争の生じない漁場に移動しなければならない。
承認の取消し
この指示に違反したときは、承認を取り消すことがある。
- 六 指示の有効期間
この指示の有効期間は、平成二十八年十月一日から平成二十九年九月三十日までとする。

する。

福島海区漁業調整委員会指示第六号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により、次のとおり指示する。
平成二十八年八月五日

福島海区漁業調整委員会
会長 新妻 芳弘

福島県漁業調整規則（昭和四十年福島県規則第五十九号）第四十五条の二第一号から第五号までに規定する区域においては、平成二十八年十月十五日から同年十一月十四日までの間は、はえなわ漁業を営んではならない。